



後見業務ヒヤリ・ハット通信

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 田代 政和

1 はじめに

当法人の会員は、全国で多数成年後見人等に選任されてその業務を遂行しているが、残念ながら家庭裁判所や自治体、親族、事件関係者などから会員の業務について耳の痛い話が寄せられることもある。一方、そういった話の中には、会員が成年後見人等として業務を遂行する上で、ほんの少し注意を払っておけば防げていたのではないか、自己の財産と異なり他人の財産を預かって管理しているという認識が疎かになっていたのではないか、当法人や周りの関係者等に意見を求めたりすることなく独善的な考えに陥っていたのではないか等、対象となった会員にかかわらず、当法人の会員すべてにおいても起こりうることであり、自身の執務と照らし合わせて考えてほしいというケースも多い。

そのようなケースについては、会員にフィードバックしていくことも重要であると考え、事案を一般化し、エッセンスを抽出して会員へ伝えることで、会員が執務を行う上での一つの気付きとなり、また、自身の執務を振り返ることで、さらなる執務の向上に繋がることを期待して、執務上注意すべきポイントを会員に伝えていくこととした。

2 ヒヤリ・ハット通信

会員への発信は、当法人会員専用メールマガジンの会員通信を用いて定期的に「後見業務ヒヤリ・ハット通信」（以下「ヒヤリ・ハット通信」という。）を配信することで行っている。

上述のとおり、様々な事例を参考にして、執務上注意すべきポイントを会員に紹介しているものである（以下の【ヒヤリ・ハット通信配信一覧】参照）が、是非とも、日々の会員の執務の向上ひいては成年後見制度の利用者の方々にとっての一層の権利擁護に資するものとなるべく、これを役立ててほしいと考えている。

【ヒヤリ・ハット通信配信一覧】

ヒヤリ・ハット通信1号「親族後見人の不正と監督業務」（2018年7月6日）

ヒヤリ・ハット通信2号「補助者による不正流用」（2018年8月15日）

ヒヤリ・ハット通信3号「身上配慮義務の懈怠により損害賠償請求を受けた事案」（2018年9月26日）

ヒヤリ・ハット通信4号「親族後見人の不正と監督業務（2）」（2018年11月13日）

ヒヤリ・ハット通信5号「『会員と連絡がとれない』との苦情」（2019年1月11日）

ヒヤリ・ハット通信6号「杜撰な財産管理」（2019年3月20日）

ヒヤリ・ハット通信7号「後見制度支援信託」（2019年6月18日）

ヒヤリ・ハット通信 8号「本人死亡後の相続財産の引継ぎと遺産整理業務」(2019年10月17日)

ヒヤリ・ハット通信 9号「適用できる減免措置の確認を怠った事例」(2020年3月6日)

ヒヤリ・ハット通信10号「財産管理への偏重」(2020年6月19日)

3 自身の執務の振り返りのツールとして

会員の業務遂行について当法人に寄せられる声の中には、成年後見人等として必要な後見等事務が行われていなかったり、成年後見監督人等として当然に行うべき監督を怠っていた等、成年後見人等又は成年後見監督人等として、当然に行うべきことをしていなかったことを端緒とする、いわゆる不作為型の不適切な業務に関するものも散見される。

不正行為ではなくとも、成年後見人等としてのほんの些細な不注意・怠慢・不勉強などにより、結果的に本人の権利を侵害してしまうことがあるということを、会員にはきちんと認識して執務に取り組んでもらう必要がある。成年後見業務が特に高齢者・障害者等の権利擁護を業務とするものであるということに対する、会員の意識の希薄さに起因するものが多く、意識を改めることで改善が期待できることもあるが、結果として、家庭裁判所から解任されたり、辞任を促されたりすることもあるようであり、そうなってしまってから意識を改めるのでは遅いのだということ認識しておいてほしいと思う。

成年後見業務において完璧な執務を遂行できる者など存在しないし、また、完璧な執務を遂行できていると思いつつながら執務をしている者がいるとすれば、その者の行っている執務は成年後見業務に携わる者の姿勢として、到底完璧な執務とは言い得ないであろう。ヒヤリ・ハット通信の役割は、目を通した会員が「自分には関係ない」「自分は大丈夫だろう」と感じるのではなく、自身の執務を振り返って「ヒヤリ」とすること、「ハット」することであるから、誰もが自分にも当てはまりうるという意識をもって目を通してもらい、その結果少しでも執務の向上に繋がることがあれば幸いである。

4 おわりに

以上、当法人において会員向けに配信している「ヒヤリ・ハット通信」について紹介させていただいた。当法人の会員においては、本稿を目にし、あらためてヒヤリ・ハット通信を読み返していただければと思う。以前に目にした当時は「ヒヤリ」とすること、「ハット」したことがなかったとしても、経験を重ねることによってあらためて見えてくるものもあるし、現在受任している事件や現時点で抱えている解決すべき問題によって、その感じ方も違ってくるはずである。そして、これまできちんと目にしてこなかったということであれば、会員専用のホームページに掲載されているので、これを機に是非一度目を通していただきたい。

また、当法人の会員でない司法書士の方においては、是非ともリーガルサポートに入会して、成年後見業務に取り組んでいただき、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、そして、利用者がメリットを実感できる制度となるよう、司法書士一丸となって成年後見制度の利用促進に向けて邁進していきたい。